

瀬戸内海国立公園
(徳島県地域)

指 定 書
及び
公園計画書

平成3年2月27日

環境庁

瀬戸内海国立公園
(徳島県地域)

指定書

目 次

	ページ
1. 地 域 の 概 要	1
(1) 景 観 の 特 性	1
ア. 地形・地質	1
イ. 植 生	1
ウ. 野生動物	1
エ. 自然現象	2
オ. 人文その他の特殊景観	2
(2) 利 用 の 現 況	3
(3) 社会経済的背景	3
ア. 土地所有別	3
イ. 人口及び産業	3
ウ. 権利制限関係	3
2. 公 園 区 域	5

1. 地域の概要

(1) 景観の特性

ア. 地形・地質

鳴門地区は渦潮で代表される動的な海峡景観と、標高100～200メートルの大起伏丘陵からなる島田島、大毛島及び高島に囲まれた静的な内海景観からなり、その海岸線は丘陵地形を反映し磯浜、礫浜をなしているが、大毛島の東海岸は北上する漂砂により、ほぼ直線的な砂浜が展開している。

地質は砂岩、泥岩の互層をなす和泉層群が東へ沈降する東西性の裾曲軸をもった向斜構造をなし、走行は東西ないしN50°Eで南へ30°～40°傾斜している。

大坂峠地区は吉野川北部を東西に連なる讃岐山脈の東部の香川県沿いに位置し、海岸線から標高約400mの分水嶺までの北に面する斜面で展望の優れた地域である。

地質は砂岩、頁岩が互層をなす和泉層群が東西に走行している。

イ. 植 生

本地域一帯は、気候的には暖温帯に位置し、照葉樹林の分布するヤブツバキクラスに属している。

自然植生は森林成立のための限界降水量 1,000mmをかろうじて上まわる1,200～1,400mmの年間降水量が制限要因となり、乾燥と潮風に耐性のあるウバメガシ群落が成立し、乾燥が激しくない凹地斜面等にスダジイが出現する。

しかし、古来から人為的影響を受け地域のほとんどがクロマツの代償植生となり、飛島のイブキ群落、海岸部の一部のウバメガシ群落及び大毛島西麓のスダジイ群落等の数少ない自然植生を残すだけとなっている。

ウ. 野生動物

本地域は、古くから人為的影響を受け、植生のほとんどが代償植生となっているため、生息する動物相は全般的に豊富とは言えない。

哺乳類についてはネズミ類の個体数が多いが、イタチ、タヌキ等の中型

哺乳類の生息密度は極めて低く、また、大型哺乳類は生息していない。

鳥類については、オオセッカ、ミサゴ、サギ類の稀少種の飛来が確認されており、東海岸の一部にカモ類が多く見られる地区がある。

エ. 自然現象

鳴門の渦潮

鳴門海峡は、播磨灘と紀伊水道をつなぐ海峡で徳島県大毛島の孫崎と兵庫県・淡路島の門崎の間の約 1,350m の海峡である。潮の干潮時における内外の水位差は 1~1.5m になり、この狭い鳴門海峡を通過する潮流は時速 14~20km にもおよび、下流側に潮流旋回の奇観・鳴門の渦潮が出現する。

渦潮の直径は 15~30m にも達し、壮観な海峡景観を呈している。

オ. 人文その他特殊景観

(ア) 和泉層群の露頭

上部白亜系の和泉層群の好露頭が鳴門海峡に面する海食崖として連なり、砂岩及び頁岩が互層を呈し特徴的な成層状態がみられる。また、砂岩の中にヘトナイ統の化石を含んでいる。

(イ) 海食痕

鮎山の灯台下の海崖には、海拔 7m 以下にいくつかの水準を示す海食痕及び蜂の巣状風化構造がよく保存されており、徳島平野が形成された縄文期海進の海水準及びその後の地殻変動を知るうえで貴重な資料となっている。

(ウ) 飛島のイブキ群落

飛島は大毛島孫崎から南東へ約 1,000m の海上にある和泉砂岩層の小島で、クロマツ、ウバメガシ、トベラ及びマルバシャリンバイの低木が成育し、その西側の急崖にイブキが群生して珍しい分布を示し、大きいものは周囲 1m にも及んでいる。

(エ) 根上り松

大毛島の黒山の北麓の標高約 60m の砂丘上に海岸砂丘のクロマツの生態型である根上り松があり、その根上りの高さは 3m にも達している。

(2) 利用の現況

本地域は、鳴門の渦の観潮を主体とし、千畳敷、鳴門山からの鳴門海峡景観及び公園車道島田島線（通称 鳴門スカイライン）沿線からの内海景観の眺望利用、千鳥ヶ浜及び大毛浜等の大毛島東海岸における海浜利用並びに内の海及び鳴門海峡周辺の磯釣、海釣型の海浜、海洋型の利用形態を持つ四季型で年間利用者は300万人を超えていている。

昭和46年の島田島線（通称 鳴門スカイライン）の開通を契機として道路公園的利用も促進されている。なお、昭和60年春、鳴門海峡を横断する大鳴門橋が完成し、公園利用者が急増している。

(3) 社会経済的背景

ア. 土地所有別

国有地 41ha 公有地 111ha 私有地 1,386ha

イ. 人口及び産業

鳴門市の人口は、64,330人(昭和60年10月1日現在)であるが区域内の定住人口は6,700人程度である。

産業は水産業（わかめの養殖等）、農業（ラッキョウ、サツマイモ等）であるが観光の占める割合も高い。

ウ. 権利制限関係

(ア) 保 安 林

種類	位置	重複面積	指定年月日
土砂流出防備 魚つき	徳島県鳴門市瀬戸町地内 " " " " " 鳴門町地内	14ha 101ha 40ha	昭9.6.30他 明31.1.1他 明39.2.1他
	小計	141ha	
潮害防備	徳島県鳴門市瀬戸町地内 " " 鳴門町地内	14ha 4ha	明36.4.16他 大5.9.5他
	小計	18ha	
風致	徳島県鳴門市鳴門町地内	40ha	昭29.8.13他
	小計	213ha	

(イ) 鳥獣保護区

名 称	位 置	重複面積	指定年月日
北 泊 鳥獣保護区	徳島県鳴門市瀬戸町地内	67ha	昭53.10.21

(ウ) 史跡名勝天然記念物

名 称	位 置	重複面積	指定年月日
鳴門(県名勝)	徳島県鳴門市鳴門町地内	30ha	昭 6. 2. 20
鳴 門 の 根上り松 (県天然記念物)	" " "	—	大13.12. 9

(エ) そ の 他

種類	位置	重複面積	指定年月日
地すべり 防 止 区 域	徳島県鳴門市瀬戸町地内	9.2ha	昭40.10.5
急傾斜地崩壊 危 険 区 域	" " 瀬戸町 鳴門町地内	11.0ha	昭46.11.26他
海岸保全区域			
建設省所管	徳島県鳴門市鳴門町 北灘町地内	6.5km	昭49.5.21他
運輸省所管	" " 鳴門町地内	3.4km	昭33.8.19
農水省(水産 庁)所管	" " 鳴門町 瀬戸町、北灘町地内	7.6km	昭34.7.30
農水省(構造 改善局)所管	徳島県鳴門市鳴門町地内	1.3km	昭42.4.18

2. 公園区域

瀬戸内海国立公園（徳島県地域）の区域を次のとおりとする。

（表1：公園区域表）

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市 北灘町碁浦の全部並びに大須の一部 里浦町里浦の一部 瀬戸町大島田、小島田、中島田、撫佐 及び室の全部並びに北泊及び堂浦の各 一部 鳴門町土佐泊浦の全部並びに高島及び 三ツ石の各一部 兵庫県三原郡南淡町地内潮崎と同県 同郡西淡町地内鎧崎の間の海岸線、 同鎧崎と徳島県鳴門市地内瀬方の鼻 を結ぶ線、同瀬方の鼻と香川県大川 郡志度町地内馬が鼻を結ぶ線、同馬 が鼻と徳島県鳴門市地内大磯崎の間 の海岸線及び同大磯崎と兵庫県三原 郡南淡町地内潮崎を結ぶ線において 囲まれた海面（兵庫県及び香川県を 除く）	1,538
	小 計	1,538
	合 計	国 41 公 111 私 1,386

瀬戸内海国立公園
(徳島県地域)

公園計画書
(公園計画の変更)

目 次

	ページ
1. 基本方針	11
(1) 再検討に係る共通的基本方針	11
(2) 徳島県地域の再検討に係る基本方針	14
(3) 再検討後の保護計画	14
(4) 再検討後の利用計画	15
2. 保護計画	17
(1) 保護規制計画	17
ア 特別地域	17
(ア) 第1種特別地域	18
(イ) 第2種特別地域	21
(ウ) 第3種特別地域	25
イ 普通地域	29
地域地区別土地所有別及び市町村別面積	30
3. 利用計画	32
(1) 利用施設計画	32
ア 集団施設地区	32
イ 单独施設	34
ウ 道路	42
(ア) 車道	42
(イ) 步道	44
エ 運輸施設	44
4. 参考事項	47
(1) 指定植物	49
(2) 過去の経緯	53
(3) 公園計画の変更	54
ア 保護規制計画	54
イ 利用施設計画	58

1. 基本方針

(1) 再検討に係る共通基本方針

瀬戸内海国立公園は、わが国屈指の内海多島海景観に加えて自然・人文の融合した特徴的な景観を有することから、昭和9年に讃備瀬戸がわが国最初の国立公園の一つとして指定され、その後昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、ほぼ現在の区域を形成するに至っている。

公園計画については、当初指定区域に対して昭和13年に保護計画が決定され、これに基づき特別地域の指定が行われたが（地種区分未定）、昭和32年には既決定分も含めて改めて計画策定がなされ、特別地域の地種区分や特別保護地区の指定等が行われた。その後の区域及び保護計画の変更は、ごく部分的なものに留まっている。

利用計画は、昭和11年及び昭和15年の車道及び埠頭桟橋の計画決定を皮切りに以後逐次計画の追加、変更が行われ今日に至っている。

この間、本公園をとりまく社会条件は著しく変化し、区域内の景観の質や公園利用形態に大きな影響を及ぼした。

このため、本公園の全域にわたり公園計画の再検討を行うこととし、作業は次の基本方針の下に、原則として各県ごとに実施しているところである。

ア、保護計画については、自然景観の質の再評価を行なうとともに利用上の必要性をも勘案して計画を策定することとするが、本公園の特性に鑑み、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。

各地域地区及び特別地域の地種区分の選定は次によるものとする。

(ア) 特別保護地区としては、本公園区域において稀少となった照葉樹林がまとまって残存し、原生状態をよく保持している地区で、今後とも厳正な保護を図っていく必要のある地区を選定するものとする。

(イ) 第1種特別地域としては、島しょ、岩礁、海浜等の内海景観を構成している地域及び貴重な植生または特異な地形・地質を有する地域等で自然状態をよく保持し、現在の景観を極力保護することが必要な地域を選定するものとする。

(ウ) 第2種特別地域としては、内海景観を構成している地域、主要な展望対象地等で比較的自然状態をよく保持している地域あるいは自然環境の

優れた良好な展望地とその周辺地域及び海浜レクリエーション等を主とした適正な公園利用を図る必要のある地域を選定するものとする。

- (エ) 第3種特別地域は、上記(ア)～(ウ)及び(オ)以外の地域で本公園の風致景観を総体として維持していくために保護する必要のある地域とし、農林漁業等第1次産業との調整には十分配慮するものとする。
- (オ) 陸域の普通地域は、原則として地域住民の生活の場である既存の集落地等とする。

イ、利用計画

本公園等における利用形態としては、内海景観の展望や自然及び人文景観の探勝等の観光並びに夏季を中心とした海水浴、磯遊び等の海浜レクリエーションがふさわしいものと考えられる。

したがって利用計画の策定に当たっては、各地域の特性を十分把握してそれぞれの利用上の性格づけを明確にするとともに、次の点に留意しつつ各地域ごとの適切な利用が図られるよう検討するものとする。

- (ア) 既存の集団施設地区計画については、周辺の自然環境、立地条件及び利用の実態等を踏まえてその必要性を検討し、整理を行う。

また、利用計画上集団施設地区の設定が必要で、かつその要件を満たしうる地域については、集団施設地区としてとりあげるものとする。

- (イ) 単独施設の計画については、展望、休憩のための園地及び海水浴場に重点を置くものとする。

なお、舟遊施設については、集団施設地区内に計画する場合も含めて施設が乱立することのないよう最小限かつ適正な配置を検討するものとする。

- (ウ) 道路のうち車道については、風致維持及び徒步利用の観点から現計画の再検討を行うものとする。

なお、歩道については積極的にとりあげるものとし、特に自然探勝を目的とするものに重点を置くものとする。

ウ、具体的事項

本公園に広く存在し、景観や公園利用に影響を及ぼすことの大きい採石地や埋め立て地の取り扱いについては次によるものとする。

(ア) 採石地について

原則として現行地種区分を踏襲するが、以下のいずれかの場合は地種区分の変更を行うものとする。

- a. 景観の質的側面から明らかに現行の地種区分がなじまない場合
- b. 現行の地種区分による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地区または別途取り扱い方針を定めている地区でその内容からみて区域削減または地種地分を変更することが適当な場合
- c. 区域線の明確化のためにやむをえない場合

(イ) 埋め立て地について

- a. 自然公園法（以下「法」という）第14条に基づき承認または認可を受けて行われ国立公園事業用地となっている埋め立て地の場合は、隣接する区域の地種区分と同種のものとする。
- b. 法第17条または第20条に基づく許可を受けまたは届け出が行われている場合は、原則として陸域普通地域として扱うが、その現況が以下の(a)～(c)までの一である地域を区域から削除するものとする。

なお、区域線の明確化のためにやむをえない場合は区域削減または地種区分の変更を行うものとする。

- (a) 市街化区域に指定されている住宅地等建物が密集している地域
- (b) 第2次産業または第3次産業に利用されている地域
- (c) 漁港、港湾施設、各種廃棄物処理用地または資材置き場等として利用されている地域

(ウ) 集落地について

原則として現行計画を踏襲するものとするが、以下のいずれかの場合は区域の削除または地種区分の変更を行うものとする。

- a. 市街化や集落化が著しいもの
- b. 現行の地種区分による規制では対応できず、「特定地域における特定行為」が認定されている地区または別途取り扱い方針を定めている地区でその内容からみて区域削減または地種区分を変更することが適当な場合

c. 区域線の明確化のためにやむをえない場合

(エ) 本四連絡橋周辺地域における利用計画の取り扱いについて

- a. 工事が完了した地区においては、必要に応じ該当地区の利用形態の現状に適合させるかまたは適切な利用形態に誘導するものとする。
- b. 工事中の地区においては原則として利用計画を追加しないものとする。

(2) 徳島県地域の再検討に係る基本方針

鳴門地域は、昭和25年及び昭和31年の区域拡張により、それぞれ区域編入されたものであり、その後昭和32年及び昭和45年に保護及び利用計画が決定され現在に至っている。

しかしながら、本地域においても社会条件の変化は著しく、特に漁村集落の都市化や本四連絡橋等の大規模な開発行為による景観の質の変化、白砂青松海岸の減少に伴う保全の要請の高まり等が顕著になるとともに、公園利用においても大鳴門橋の開通により利用者数の増加、利用形態の変化が生じており、現計画では対応しきれない状況となっている。

そこで、このような変化に対応するため、公園計画の再検討を行い、自然環境の適切な保全と利用を促進していくこうとするものである。

なお、再検討に当たっては、(1)の共通的基本方針を踏まえるとともに、本地域の自然的、社会的特性を考慮して次の基本方針により行った。

ア 保護計画

海峡及び公園車道島田島線沿線の眺望確保のため、展望地、車道沿線及びその周辺の環境を保全する。

イ 利用計画

(ア) 海峡地区では海峡の展望を主とした利用を図る。

(イ) 海岸部においては、海水浴等を中心とする海に関連した野外レクリエーション利用を促進するとともに、滞在型、四季型利用の促進を図る。

(3) 再検討後の保護計画

ア 第1種特別地域

自然林が良好な状態で残されている裸島・飛島を従来どおり第1種特別地域として、現在の景観を極力保護していくものとする。

イ 第2種特別地域

公園車道島田島線沿線を新たに第2種特別地域にするとともに、鳴門及び小鳴門の各海峡地域の展望地とその周辺、自然林の残存する大毛島、高島、及び里浦の沿岸部、大坂峠の山腹から碁浦、長浜の海岸線までの斜面は従来どおり第2種特別地域として適正な保全を図るものとする。

ウ 第3種特別地域

特別地域のうち、第1種及び第2種特別地域以外の特別地域は、本地域の風致景観を総体として維持していくことを主眼として、農林漁業等、第一次産業との調整に配慮しつつ保全を図っていくものとする。

(4) 再検討後の利用計画

ア 集団施設地区

鳴門集団施設地区は、鳴門海峡地区の利用拠点として、大鳴門橋の供用開始に伴う利用者増、利用志向の変化に対応した整備を図るものとし、区域及び地割計画を決定した。

イ 単独施設

(ア) 園地

海峡地区では展望利用を促進するものとし、その機能を備えた園地を新規追加2ヵ所を含め全体で8ヵ所整備する。

(イ) その他

海峡での展望利用を促進するため、駐車場を整備し、海水浴を中心とした野外レクリエーション利用を促進するため、宿舎、舟遊場の施設を整備する。

ウ 道 路

(ア) 車 道

利用の実態に対応して変更2路線、削除2路線の統廃合を行なった。

(イ) 歩 道

利用動態に対応して1路線削除を行なった。

2. 保 護 計 画

(1) 保護規制計画

保護規制計画は、次のとおりである。

ア. 特 別 地 域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市 北灘町碁浦の全部並びに大須の一部 里浦町里浦の一部 瀬戸町撫佐の全部並びに大島田、 北泊、小島田、堂浦、中島田及び室の 各一部 鳴門町高島及び土佐泊浦の各一部	881
	合 计	881

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市鳴門町土佐泊浦の一部	2
	合 計	2

(表3：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
裸島・飛島	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦の一部 (裸島及び飛島の全部)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
鳴門海峡に面する小島で南に傾斜する砂岩、頁岩の 互相をなす和泉層群に属する地質をもちウバメガシを 主体とする自然植生に被われており、特に飛島のイブ キ群落は貴重な自然植生である。	2
合 計	2

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4: 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市 北灘町碁浦の全部並びに大須の一部 里浦町里浦の一部 瀬戸町大島田、北泊、小島田、堂浦、 中島田、撫佐及び室の各一部 鳴門町高島及び土佐泊浦の各一部	680
	合 計	680

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
島田島及び北泊	徳島県鳴門市 瀬戸町大島田、北泊、小島田、堂浦、中島田、撫佐 及び室の各一部
大 阪 峠	徳島県鳴門市 北灘町碁浦の全部並びに大須の一部
大毛島・高島 及び里浦	徳島県鳴門市 里浦町里浦の一部 鳴門町高島及び土佐泊浦の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
小鳴門、堀越の海峡景観及び内の海の内海景観を構成する重要な地区であり、また、鳴門地区における道路公園的性格を有する公園計画車道、島田島線（通称：鳴門スカイライン）沿線の景観を保護するために重要な位置を占める地区である。 地区の大部分はクロマツの2次林であり、海岸部の一部にウバメガシ等の自然植生を残している。	270
瀬戸内海の優れた展望地点の一つである大坂峠の山腹から碁浦及び長浜の海岸線までの斜面で地区のほとんどがモチツツジ、アカマツ群集の代償植生で被われているがウバメガシ等の自然植生が回復しつつある。	84
鳴門海峡をはじめとし、堀越及び小鳴門の海峡の景観を構成する重要な地区であり、また、大毛島、高島及び里浦の沿岸部である。 クロマツ及びアカマツの代償植生であるが、ウバメガシ等の自然植生が回復しつつある地区が多く、一部海岸線に沿ってウバメガシ、トベラ等を主体とする自然植生が残されている。	326
合 計	680

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6: 第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市 北灘町大須の一部 瀬戸町北泊、小島田、堂浦、中島田及び撫佐の各一部 鳴門町高島及び土佐泊浦の各一部	199
	合 計	199

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
小鳴門海峡沿岸	徳島県鳴門市 瀬戸町北泊、小島田及び中島田の各一部
大 坂 峠	徳島県鳴門市 北灘町大須の一部
内 ノ 海 沿 岸	徳島県鳴門市 鳴門町高島及び土佐泊浦の各一部 瀬戸町堂浦及び撫佐の各一部
	合 計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
小鳴門海峡に面した北泊の集落の背後地であり、植生はクロマツの代償植生である。	60
大坂峠地区の稜線部に位置する展望地点周辺である。 植生はアカマツの代償植生である。	24
内の海に面する大毛島の西条地区及び高島の西海岸地区並びに田ノ浦地区で採石地及び採石跡地を含むクロマツの代償植生である。	115
	199

イ. 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表8: 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
徳 島 県	鳴門市 里浦町里浦の一部 瀬戸町大島田、北泊、小島田、 中島田及び室の各一部 鳴門町土佐泊浦及び三石の各一部 兵庫県三原郡南淡町地内潮崎と同 県同郡西淡町地内鎧崎の間の海岸 線、同鎧崎と徳島県鳴門市地内瀬方 の鼻を結ぶ線、同瀬方の鼻と香川県 大川郡志度町地内馬が鼻を結ぶ 線、同馬が鼻と徳島県鳴門市地内大 磯崎の間の海岸線及び同大磯崎と 兵庫県三原郡南淡町地内潮崎を結 ぶ線において囲まれた海面(兵庫県 及び香川県を除く)	657
	合 計	657

(表9：地域地区別土地所有別総括表)

地 域 区 分			特 別 地 域								
地 種 区 分			特別保護地区			第 1 種			第 2 種		
土地所有別			国	公	私	国	公	私	国	公	私
徳 島 島 島 島 県 島	土地所有別面積	0	0	0		1	1	0	16	74	590
	地種区別面積 (比率)							2 (0.1)			680 (44.2)
	地域地区別面積 (比率)				0 (0.0)						
	地域別面積 (比率)										

(表10：地域地区別土地所有別総括表)

		現 行						普 通 地 域	合 計 陸 域	
地域地区		特 別 地 域								
市町村名		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種		A			
徳島県	鳴門市	0	2	673	243	918	613		1,531	

(h a)

第 3 種			普通 地 域			合 計			海中公園地区
			(陸 域)			(陸 域)			
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
0	31	168	24	5	628	41	111	1,386	
199 (12.9)									
881 (57.3)									
881 (57.3)			657 (42.7)			1,538 (100.0)			0

(h a)

		変 更 後						增 減		
海中公園 地域 A	特別 地 域					普通 地域 陸域	合計 地域	海 中 公園 地域 B	陸域	海中 公園 B-A
	特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計					
0	0	2	680	199	881	657	1,538	0	7	0

3. 利用計画

(1) 利用施設計画

ア. 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表11：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	地割及び基盤施設
1	鳴門	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦の一部	1. 渦潮及び海峡景観の展望を主体とする利用基地とする。 2. 自然研究路等自然解説施設の整備に重点をおくものとする。	宿泊施設区 自然探勝区 休養園地区
			3. 各利用施設の規模は、利用上の適正収容量を尊重して決定する。	公共施設区
			4. 鳴門公園線の亀浦港以奥については、必要に応じ自動車乗入規制等を行う。	道路（車道） 係留施設

整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
宿泊施設は現行の施設に留める。	0.1	昭和32.10.23
自然研究路を整備する。	11.8	位置告示
鳴門公園と海峡及び渦潮を展望できる園地とし、それらを園路で連絡する駐車場、便所等を整備する。	18.7	
利用の拠点となる博物展示施設を設置する 施設は架橋工事跡地等を有効に利用して整備する。	8.3	
千畳敷及びお茶園地区への到達路として、利用の動向に則した現道の整備改良を行う。		
鳴門の渦潮を観潮するための寄港地として整備する。		
面積計	国 公 私	
	—	30.6 ha 8.3 ha
		38.9 ha

イ. 単 独 施 設

単独施設を次のとおりとする

(表12 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	駐 車 場	徳島県鳴門市 (亀 浦)
2	宿 舎	" "
		(")
3	園 地	" " (大 毛)
4	宿 舎	" " (")
5	駐 車 場	" " (")

整備方針	旧計画との関係
観潮利用のための施設とともに利用最盛期における鳴門公園地区の駐車場不足を補完する入口駐車場として機能させる。	新規
亀浦観光港地区の中心施設となる宿舎として整備する。	新規
鳴門海峡を遠望するとともに大毛浜の海浜利用の基地として園地を整備する。	新規
大毛地区の海浜利用のための拠点となる宿舎として整備する。	新規 昭.32.10.23 告示 鳴門集団施設地区
海浜利用のための施設とともに利用最盛期における鳴門公園地区の駐車場不足を補完する入口駐車場として機能させる。	新規

番号	種類	位置
6	園地	" " (大毛山)
7	園地	" " (西条)
8	宿舎	" " (")
9	舟遊場	" " (")
10	水族館	" " (")
11	運動場	" " (")
12	園地	徳島県鳴門市 (黒山)

整備方針	旧計画との関係
鳴門海峡及び内の海を眺望する展望園地として整備する。	昭.32.10.23 告示
内の海地区の中心的利用拠点としての園地とする。	新規
西条地区の中心施設となる宿舎として整備する。	新規
内の海の海上利用基地として整備する。	新規
魚類等の観察の場として整備する。	新規
野外においてテニス、水泳等の運動が行える施設として整備する。	新規
鳴門海峡及び大毛浜を遠望する展望園地として整備する。	新規

番号	種類	位置
13	園地	" " (室・撫佐)
14	乗馬施設	" " (大谷)
15	宿舎	" " (室・撫佐)
16	野営場	" " (")
17	宿舎	" " (穴明)
18	舟遊場	" " (")
19	宿舎	" " (阿波井)
20	園地	" " (")
21	野営場	" " (")

整備方針	旧計画との関係
鳴門海峡を遠望する、展望、休養及び自然探勝の機能を持つたせ島田島の中心的利用基地としての園地を整備する。	昭. 45. 1. 22 告示
乗馬を楽しむための施設として整備する。	新規
同地区の中心的施設とし、野営場のセントラルロッジ的功能を併せ持つ宿舎として整備する。	昭. 45. 1. 22 告示
フリーテントサイト及びケビンのある野営場として整備する。	昭. 45. 1. 22 告示
穴明地区の中心施設となる宿舎として整備する。	新規
遊覧船を係留する施設として整備する。	新規
阿波井地区の中心的施設となる宿舎として整備する。	新規
内の海を遠望する展望園地として整備する。	新規
スポーツ・レクリエーション施設のある野営場として整備する。	新規

番号	種類	位置
22	園地	" " (小鳴門公園)
23	園地	" " (イワシ山)
24	宿舎	" " (")
25	園地	" " (大坂峠)
26	宿舎	" " (黒山)

整備方針	旧計画との関係
小鳴門海峡を眺望する展望園地として整備する。	昭. 32. 10. 23 告 示
鳴門海峡および大毛浜を遠望する展望園地として整備すると共に自然研究路を整備する。	昭. 32. 10. 23 告 示
里浦地区の中心的利用施設となる宿舎として整備する。	昭. 32. 10. 23 告 示
小豆島、淡路島等が眺望できる展望園地として整備する。	昭. 32. 10. 23 告 示
鳴門集団施設地区への主要到達路線である鳴門公園線沿いにあるとともに海浜利用者も多い当地区の拠点宿舎として整備する。	新 規

ウ 路道

車道を次のとおりとする。

(ア) 車道

(表13：道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	鳴門公園線	起点 徳島県鳴門市 (鳴門町土佐泊・国立公園境界) 終点 " " (鳴門町福池・鳴門公園)	大毛浜、網干島
2	島田島線	起点 徳島県鳴門市 (鳴門町福池・車道分岐点) 終点 " " (瀬戸町北泊・国立公園境界)	堀越海峡 中島田、小鳴門 海峡
3	亀浦港黒山線	起点 徳島県鳴門市 (鳴門町亀浦・車道分岐点) 終点 " " (鳴門町黒山・車道合流点)	亀浦港、西条
4	大坂峠引田線	起点 徳島県鳴門市 (北灘町県境) 終点 香川県大川郡 (北灘町大坂峠・国立公園境界)	大坂峠

整備方針	旧計画との関係
鳴門集団施設地区への主要到達路線として整備する。	昭和 27. 10. 13. 告示
鳴門海峡、内の海等を展望できる道路として整備する。	昭和 45. 1. 22. 告示
内の海に沿う道路として整備するとともに亀浦港及び西条地区の利用基地を連絡する他、大毛インターチェンジから島田島方面への短絡路として鳴門公園線の過剰利用を緩和させる機能を持たせる。	昭和 47. 3. 9. 告示 亀浦港線の変更
内海景観の展望地である大坂峠への到達路線として整備する。	昭和 32. 10. 23. 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表14：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	福池北泊線 (四国自然歩道線)	起点 徳島県鳴門市 (鳴門町福池) 終点 " " (瀬戸町北泊)	大毛山 堀越海峡 島田島 小鳴門海峡
2	大坂峠線 (四国自然歩道線)	起点 徳島県鳴門市 (北灘町県境) 終点 " " (北灘町大坂峠・ 国立公園境界)	大坂峠

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表15：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地
1	亀浦港	係留施設	徳島県鳴門市(鳴門町亀浦)	—

整備方針	旧計画との関係
“四国のみち”（四国自然歩道）として整備する。	昭和 56. 7. 11.
“四国のみち”（四国自然歩道）として整備する。	昭和 56. 7. 11. 告示

整備方針	旧計画との関係
鳴門海峡及び内の海の海洋利用基地として整備する。	昭和 47. 3. 9. 告示

參 考 事 項

4. 参考事項

(1) 指定植物

ア 特別地域において、採取及び損傷を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年3月23日告示)

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	イシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ イワオモダカ
シシリラン	タキミシダ、シシリラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナテシコ	フジテデシコ（ハマナデシコ）
キンボウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、テフハマソウを含む） タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル シロバナハンショウヅル、ヤマシャクヤク オキナグサ
ヤギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノススクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ ヒメカシアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
モウセンゴケ ケシ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、セトウチマンネングサ ミセバヤ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ シロヤマブキ、ミツバイワガサ（タンゴイワガサ、 イワガサ）、ウラジロイワガサ（ミヤジマシモツケ） イブキシモツケ
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバノカキノハグサを含む） ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オトイワカガミを含む）
イチャクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ マルバノイチャクソウ、ジンヨウイチャクソウ
ツツジ	ウスギョウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ サツキ（サツキツツジ）、レンゲツツジ（キレンゲを

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
	含む）、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ（ホンシャクナゲ、オキシャクナゲを含む）、カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む）、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ（ゴヨウツツジ）、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む）
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソウ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク（シンジュギク、アスマギク）、ウラギク（ハマシオン）、キバナノジギク、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ホンゴウソウ ユリ	ナ、サワオグルマ ホンゴウソウ カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト（ハマユウ）
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ ラン	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカヅキグサ ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン、（ホクロ）、マヤラン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コクラン、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレザキソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒツボクロ

(2) 過去の経緯

昭和25年5月18日 公園区域の追加指定
厚生省告示第145号

昭和31年5月1日 公園区域の追加指定
厚生省告示第104号 (大坂峠、小鳴門)

昭和32年10月23日 公園計画の一部決定
厚生省告示第341号

昭和32年10月23日 特別地域の指定
厚生省告示第343号

昭和45年1月22日 特別地域の指定
厚生省告示第9号

昭和57年2月17日 特別地域の削除
環境庁告示第13号

(3) 公園計画の変更

ア 保護規制計画

保護規制計画の変更は、次のとおりである。

番号	区 分	変更部分の区域
1	海普→ 普	徳島県鳴門市 鳴門町土佐泊浦の一部
2	3特→2特	徳島県鳴門市 瀬戸町大島田、北泊、小島田、堂浦、 中島田、撫佐及び室の各一部
3	2特→3特	徳島県鳴門市 鳴門町土佐泊浦の一部
4	2特→3特	徳島県鳴門市 鳴門町高島の一部
5	3特→ 普	徳島県鳴門市 鳴門町北泊の一部

変更理由	面積	備考
港湾区域である公有水面（海面）を、港湾施設造成のため埋め立てを行い陸域となったところである。	7ha	
当区域は、小鳴門海峡、堀越海峡の動的な海峡景観及び内の海の静的な内界景観を展望できる公園計画車道島田島線沿線であるが、近年明石海峡大橋の開通等を見込んでの開発が多数計画されており、この対策として島田島線沿線両側 100m幅を現在の第3種特別地域から第2種特別地域に格上げを行い風致の保護強化をはかる。	107ha	
採石跡地であり第3種特別地域として風致の維持を図る。	34ha	
採石跡地であり第3種特別地域として風致の維持を図る。	32ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	1ha	

番号	区 分	変更部分の区域
6	3 特→ 普	徳島県鳴門市 瀬戸町室の一部
7	2 特→ 普	徳島県鳴門市 瀬戸町室の一部
8	2 特→ 普	徳島県鳴門市 瀬戸町北泊の一部
9	2 特→ 普	徳島県鳴門市 瀬戸町堂浦の一部
10	2 特→ 普	徳島県鳴門市 瀬戸町土佐泊浦の一部
11	2 特→ 普	徳島県鳴門市瀬戸町 瀬戸町里浦の一部

変更理由	面積	備考
住宅が連たんした集落地であるため。	2ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	3ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	5ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	1ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	9ha	
住宅が連たんした集落地であるため。	16ha	

イ 利用施設計画

利用施設計画の変更は次のとおりである。

(ア) 単独施設の追加

追加する単独施設は次のとおりである。

(単独施設の追加表)

番号	種類	位置
1	駐車場	徳島県鳴門市（亀浦）
2	宿舎	" " ("")
3	園地	" " (大毛)
4	宿舎	" " ("")
5	駐車場	" " ("")
7	園地	" " (西条)
8	宿舎	" " ("")
9	舟遊場	" " ("")
10	水族館	" " ("")

整備方針

観潮利用のための施設とするとともに利用最盛期における鳴門公園地区の駐車場不足を補完する入口駐車場として機能させる。

亀浦観光港地区の中心施設となる宿舎として整備する。

鳴門海峡を遠望するとともに大毛浜の海浜利用の基地として園地整備する。

大毛地区の海浜利用のための拠点となる宿泊施設として整備する。

海浜利用のための施設とするとともに利用最盛期における鳴門公園地区の駐車場不足を補完する入口駐車場として機能させる。

内の海地区の中心的拠点としての園地とする。

西条地区の中心施設となる宿舎として整備する。

内の海の海上利用基地として整備する。

魚類等の観察の場として整備する。

番号	種類	位置
11	運動場	徳島県鳴門市（西条）
14	乗馬施設	" " (大谷)
15	宿舎	" " (穴明)
18	舟遊場	" " ("")
19	宿舎	" " (阿波井)
20	園地	" " ("")
21	野営場	" " ("")
26	宿舎	" " (黒山)
27	園地	" " ("")

整備方針

内の海を展望することができ、公園利用者が野外において、テニス、水泳が行える施設として整備するものとする。

内の海の景観を眺望しながら乗馬を楽しむための施設として整備する。

内の海の静的景観を展望できる公園車道島田島線沿いである当該地の中心施設となる宿舎として整備する。

鳴門の代表的景観のひとつである内の海を利用する遊覧船を係留する施設として整備する。

公園利用道路である公園車道島田島線沿いである当該地の中心的施設となる宿舎として整備する。

鳴門地区を代表する内の海の静的景観を展望することができる園地を整備する。

内の海を眺望しながらキャンピングを楽しめる施設として整備する。

黒山地区の中心施設となる宿舎として整備する。

鳴門海峡及び大毛浜を遠望する展望園地として整備する。

b 削除する単独施設は次のとおりである。

(単独施設削除表)

番号	種類	位置
1	広場	徳島県鳴門市（小鳴門公園）
2	広場	" " (内の海)
3	宿舎	" " ("")
4	舟遊場	" " ("")
5	桟橋	" " ("")
6	園地	" " ("")
7	野営場	" " (鰐山)
8	水泳場	" " ("")
9	水族館	" " ("")
10	広場	" " (大坂峠)

理

由

小鳴門公園園地に振替えるため。

国道28号線の建設に伴う公園利用動線の変化及び施設適地の喪失により公園利用上の必要性が著しく低下したため。

"

"

"

"

野営場の利用性が低く施設整備の必要性がない。

小鳴門海峡の潮流の影響があり利用性が低い。（区域外の岡崎地区に海水浴場がある。）

昭和57年2月17日付け環境庁告示第13号をもって公園地域から削除された区域にある。

大坂峠園地に振替えるため。

(ウ) 車道の変更

a 変更する車道は次のとおりである。

(道路(車道)変更表)

現 行					
番号	路線名	区間	主要経過地	番号	路線名
	島田島線	起点： 徳島県鳴門市 (福池) 終点： 徳島県鳴門市 (瀬戸町・国立公園 境界) 終点： 徳島県鳴門市(室)	堀越海峡 小鳴門海峡	2	島田島線
	亀浦港線	起点： 徳島県鳴門市 (鳴門有料道路分岐 点) 終点： 徳島県鳴門市 (亀浦港)	—	3	亀浦港 黒山線

新規			理由
区間	主要経過地	整備方針	
起点： 徳島県鳴門市 (鳴門町・鳴門公園線 分岐点)	堀越海峡 小鳴門海峡	鳴門、小鳴門及び堀越 海峡並びに内の海を眺 望する道路公園として 整備する。	室に至る支線 は地元住民の 生活道として の性格が強い ため。
終点： 徳島県鳴門市 (瀬戸町・国立公園境 界)			
起点： 徳島県鳴門市 (鳴門町・島田島線 分岐点)	亀浦港 西条	内の海に沿う道路公園 として整備するととも に、亀浦及び西条地区 の利用基地を連絡する 他大毛インターイン ジから島田島方面への 短絡路として、鳴門公 園線の過剰利用を緩和 させる機能を持たせる	潜在化してい る良好な利用 基地を連絡さ せるとともに 鳴門公園線の 過剰利用を緩 和させるた め。
終点： 徳島県鳴門市 (鳴門町・黒山)			

b 削除する車道は次のとおりである。

(道路(車道)削除表)

番号	路線名	区間
	北泊明神線	起点:徳島県鳴門市(瀬戸町北泊) 終点:徳島県鳴門市(瀬戸町・国立公園境界) 起点:徳島県鳴門市(瀬戸町・国立公園境界) 終点:徳島県鳴門市(瀬戸町・国立公園境界)
	北灘引田線	起点:香川県大川郡(引田町坂元・国立公園境界) 終点:徳島県鳴門市(北灘町大須・国立公園境界)

(エ) 歩道の削除

削除する歩道は次のとおりである。

(道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区間
	鳴門公園 小鳴門線	起点:徳島県鳴門市 (福池・鳴門公園線車道分岐点) 起点:徳島県鳴門市 (黒山・車道合流点)

主要経過地	理由
小鳴門海峡	島田島線（鳴門スカイライン）の建設により、当該路線の公園利用は著しく低下し地元住民の日常生活道としての性格が強まったため。
碁浦	国道11号線であり、生活・産業道路としての性格が強いため。

主要経過地	理由
	公園利用動線の変化（四国自然歩道）により公園利用上の必要性が著しく低下したため。